

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

## 目次

- ◇告 示 字の区域を変更する旨の届出  
解除予定の保安林にする旨の通知
- ◇公 告 土地改良法による換地処分  
昭和四十七年二級建築士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第三百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、昭和四十七年五月十日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十七年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和四十六年十一月十五日現在の地番による。)

上井字小泓

上井字小泓の全域並びに上井字山田二一ノ一の一部、四〇ノ一の一部、四一ノ一の一部、四一ノ四、四一ノ五の一部、四二ノ一、四二ノ四、四二ノ五及びこれらと一体をなす国有地

上井字山田

上井字山田のうち二一ノ一の一部、四〇ノ一の一部、四一ノ一の一部、四一ノ四、四一ノ五の一部、四二ノ一、四二ノ四、四二ノ五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

### 鳥取県告示第三百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (一) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡東郷町大字川上字横道平二二九一
- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (三) 解除の理由  
指定理由の消滅
- (二) 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡東郷町大字別所字二ノ浄谷四七―三
- (二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

三(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字別所字棒ヶ谷二一六―九

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

四(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字埴見字西谷六四三―一、六四三―二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

五(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市三江字菅ヶ谷一〇三―一

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

六(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市森字堀田平四二三、四二四―一、字曲り坂四二九

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

七(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大河内字中山七三〇、七三五から七三八まで

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東郷町小鹿谷二七七番地藤井佐代ほか十一人の者からこれらの者が共同して行なう土地改良事業に係る倉吉市上井駅裏地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

建築士法 (昭和25年法律第 202 号) 第18条の規定により、昭和47年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和47年 5 月 9 日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験期日  
昭和47年 7 月 22 日 (土) 及び 23 日 (日)
- 2 試験場所  
鳥取市東町 2 丁目 鳥取県立鳥取西高等学校
- 3 受験申込期間  
昭和47年 5 月 24 日 (水) から 5 月 31 日 (水) まで
- 4 試験科目  
(1) 建築計画 (2) 建築施工 (3) 建築法規 (4) 建築構造  
(5) 建築設計製図 (建築設計製図の課題は、専用住宅 (木造 2 階建) とする。)
- 5 その他 詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。